

第2次湾岸戦争（2003. 3. 19～4. 9）の国際法的合法性

International Legality and The 2nd Gulf War (2003.3.19～4.9)

稲原 泰平
Yasuhei Inahara

〈目 次〉

- 【Ⅰ】事実の概要
- 【Ⅱ】国際法上の問題点
 - (1) 安保理決議1441の効力
 - (2) 自衛権概念の変遷
 - (3) 戦争目的としての“人民の解放”
- 【Ⅲ】結語

【Ⅰ】事実の概要

第2次大戦後の国際政治を特徴付けた米ソの冷戦 Cold War (1949～1990) が終結してまもなく、地域主義 regionalism ないしハンチントン Samuel Phillips Huntington (1927～) の所謂“文明の衝突 clash of civilizations”⁽¹⁾ が国際政治の主たる特徴になっている。そうした国際政治の潮流のさきがけとなったのが第1次湾岸戦争 The 1st Gulf War (1991. 1. 17～4. 11) である。アラブの盟主の座と隣国クウェートの石油利権を狙って、1990年8月2日、イラクはクウェートに侵攻して全土を制圧しイラクの1州として併合した。これに対し国連安保理は同年11月29日、決議678を採択して国連加盟国に対して対イラク武力行使を容認した⁽²⁾。翌1991年、1月17日未明、アメリカ軍54万人を中心とする28カ国多国籍軍が“砂漠の嵐”作戦 Operation “Desert Storm” を発動しバグダード空爆に入った。2月24日に戦局は航空戦から地上戦に入り、26日にイラクは解放された⁽³⁾。4月3日、国連安保理は恒久停戦決議687を採択し⁽⁴⁾、交戦当事者双方がこれに応じて同日停戦協定が署名された(4月11日発効)。

ところで、イラクがクウェートに侵攻して4日後の1990年8月6日、国連安保理は決議661により対イラク経済制裁(①イラク原油などの輸出禁止 ②海外からのイラクへの投資の禁止)を勧告していた⁽⁵⁾。同決議の制裁解除については1991年4月3日の安保理決議687の履行が条件とされているが同決議が要求するクウェート資産返還・賠償・クウェート人拘留者の帰還のいずれも履行が完了していない⁽⁶⁾。又、大量破壊兵器の破棄の問題も、1998年12月17日～20日の英米のイラク攻撃(“砂漠の狐作戦”) で査察が停止された。この査察の問題が今次の

第2次湾岸戦争の直接の原因になっているので、以下、時系列で開戦に至るプロセスを見ておこう。

- ① 1999年12月17日……安保理は決議1284によって新たな査察機関・国連監視検証査察委員会 UNMOVIC を設置し、この機関への査察協力を以って対イラク制裁解除の条件とした⁽⁷⁾。
- ② 2000年1月6日……イラクのフセイン Saddam Hussein (1937. 4. 28～) 大統領⁽⁸⁾ が軍創設記念日に当たって国営テレビで国民に向けて演説し、安保理決議1284をそのまま受け入れる意思がないことを表明した。
- ③ 2000年1月22～25日……国際原子力機関のIAEAの査察チームがバグダードの東方約25kmにあるトゥワイサの核施設で査察活動を開始した。1998年12月に中断されて以来、国際機関による最初の査察である。査察団長はイラク側の協力を評価した。
- ④ 2000年1月26日……安保理が国連検証査察委員会 UNMOVIC の委員長にIAEA前事務局長ハンス＝ブリックス Hans Blix (スウェーデン人 1928. 6. 28～) を起用することを決定した⁽⁹⁾。翌27日、ブリックス委員長がアナン国連事務総長によって任命された。
- ⑤ 2000年8月8日……イラクのフセイン大統領がイラン＝イラク戦争(1980～88) 終結12周年のテレビ演説でサウジアラビアなど湾岸諸国の君主を対米・対シオニズム追随であると非難した。
- ⑥ 2000年9月3日……アラブ誌“アッシュアルクアルアウサト” がフセイン大統領が癌で化学療法を受けており、同大統領死去の際に親族が実権を掌握する準備が進んでいると報じた。
- ⑦ 2000年9月17日……クウェートがイラクの石油を盗

掘していると非難して、イラクがサウジアラビア領空を軍用機で侵犯するなど湾岸地域の緊張をあおる動きを見せ始めた（カイロ発時事電）。

- ⑧ 2000年9月27日……90年の湾岸危機での経済制裁以来始めて、アンマンからバグダードにヨルダン政府関係者や医師そして医薬品を載せたエアバスA320型機が到着した。
- ⑨ 2000年11月5日……イラクが第1次湾岸戦争(1991)後初めて、国内線旅客機の運行を再開した（バグダード＝バスラ間、バグダード＝モスル間の2路線で米英が設定した飛行禁止空域No Fly Zone⁽¹⁰⁾を通過するが、民間機のため攻撃対象外である）。
- ⑩ 2001年5月18日……イラクで92年以来外相を務めてきたサハフMohammed Saeed al - Sahaf(1939～)外相が文化情報相に転任し、アジズ Tariq Mikhail Aziz(1936～)副首相が外相に転任された。
- ⑪ 2001年9月9日……同日午後、米英軍機がイラクの防空能力を削ぐため同国南部の飛行禁止空域下にある地对空ミサイル基地3箇所を空爆した（民間人8名死亡、3名負傷とイラクは発表）。
- ⑫ 2001年10月13日……米英軍の戦闘機がイラク南部の指揮管制施設を精密誘導兵器で攻撃した。イラクの敵対的威嚇に対する自衛措置であると説明された。
- ⑬ 2001年11月29日……安保理は、食料品や医薬品の購入目的に限定して石油輸出を認めている対イラク制裁を6ヶ月間延長することを決定した（決議1382⁽¹¹⁾）。
- ⑭ 2002年3月16日……中東歴訪中のチェイニー米副大統領が紅海沿岸のジッダでサウディアラビアのファハド国王やアブドラ皇太子と会談した。サウジ側はアメリカがイラク攻撃のためにサウジの基地を使用することを拒否した。
- ⑮ 2002年4月3日……イスラム諸国会議機構OIC特別外相会合はクアラルンプール宣言を採択し、イスラエルのパレスチナに対する軍事行動拡大を非難し、アメリカによるイラク攻撃を認めないとの意思を表明した。
- ⑯ 2002年4月8日……フセイン大統領がテレビ演説で、イスラエル軍のパレスチナ自治区からの撤退を求め、原油輸出を同日から30日間停止すると発表した。
- ⑰ 2002年5月14日……安保理が対イラク限定的経済制裁措置の6ヶ月延長と新たな輸出承認手続きを全会一致で採択した（決議1409⁽¹²⁾）。これによって民生品の輸出規制が大幅に緩和されることになった。新制度は30日から実施される。
- ⑱ 2002年7月17日……ウルフォウィッツ米国防副長官がトルコを訪問して、アメリカがイラク攻撃を検討していることに理解を求めた。彼は“イラクが普通の国になればトルコは非常に大きな利益を受ける”と言った。
- ⑲ 2002年7月29日……ヨルダンのアブドラ国王が英首相官邸でブレア首相と会談し、国連安保理決議に基づく対話がイラク問題解決の唯一の方法であると改めて主張し、アラブ世界が対イラク武力行使に反対であると言った。
- ⑳ 2002年8月6日……イラクのサブリ外相がアンマンで国連監視検証査察委員会のブリックス委員長のバグダード招請について“査察問題の包括的見直しが目目的であって、現段階で査察受け入れの意思がない”ことを明らかにした。
- ㉑ 2002年8月8日……フセイン大統領が国営テレビで20分間演説し、イラク攻撃を実行したらアメリカ軍は“敗北を喫する”ことになろうと警告した。
- ㉒ 2002年8月18日……ロンドンのアラビア語誌“アルマジラ”がアメリカが対イラク軍事行動を起こし特殊部隊がフセイン大統領の身柄を拘束し国際戦犯法廷に引き渡す計画を立てていると報じた。
- ㉓ 2002年8月27日……カタールのハマド Hamad 外相がフセイン大統領を表敬訪問しアメリカのイラク攻撃を回避するため国連の大量破壊兵器査察を受諾するよう要請した。大統領はクウェート侵攻以降の安保理決議の義務を全て履行したと答えた。
- ㉔ 2002年9月5日……前日から開催されていたアラブ連盟（21カ国1機構）外相会議が将来起こりうるアメリカによるイラク攻撃に反対する内容を盛り込んだ決議を採択して閉幕した。
- ㉕ 2002年9月14日……イラクのアジズ副首相がバグダードで会見し無条件での査察受け入れを拒否する従来の主張を繰り返した。
- ㉖ 2002年9月16日……イラクが無条件での査察再開に同意した。
- ㉗ 2002年9月24日……イラクのバグダードで記者会見したアルサーディ大統領補佐官が国連査察団にすべての施設を開放し査察対象を制限しないことを表明した。
- ㉘ 2002年9月30日……シリアのアサド大統領がカイロを訪問してムバラク大統領と会談し、アメリカによるイラク攻撃に反対することを新ためて確認し、攻撃に慎重な国際社会と連携を強化することで合意した。
- ㉙ 2002年10月10日……アメリカ下院が対イラク武力行使容認決議を採択した⁽¹³⁾。イラクのフワイシュ副首相兼軍需産業相は、記者会見で大量破壊兵器開発

疑惑について査察担当者を直ちにイラクに派遣するようアメリカに呼びかけた。

- ③⑩ 2002年10月15日……フセイン大統領の信任を問うイラク国民投票で同大統領が支持率100%を取得した（16日イラク当局が発表）。同大統領の任期は7年延長された（19日革命評議会で決定）。
- ③⑪ 2002年11月3日……サウジアラビアのサウド外相がCNNテレビとのインタビューで、国連安保理がイラク攻撃を容認した場合でも米軍のサウジアラビア領域の使用を認めないと発言した。
- ③⑫ 2002年11月4日……クウェートのサバハ外相は、安保理がイラク攻撃を承認したとき米軍はクウェートの基地を使用できるとの考えを表明した。
- ③⑬ 2002年11月8日……安保理は大量破壊兵器査察問題でイラクに“武装解除義務を遵守する最後の機会 final opportunity to comply with its disarmament obligations”を与え違反したとき“深刻な結果 serious consequences”をもたらすと警告する米英提出の決議案を全会一致で採択した（決議1441）⁽⁴⁴⁾。
- ③⑭ 2002年11月10日……アラブ連盟の緊急外相会議は安保理決議1441に一定の評価を与える声明を発表した。
- ③⑮ 2002年11月12日……安保理決議1441の受諾の是非を審議するため前日緊急に召集されたイラク国会は、同決議の受諾を拒否すると共に、最終的決断をフセイン大統領が率いる指導部に一任する決議を全会一致で採択した。
- ③⑯ 2002年11月27日……国連監視検証査察委員会及び国際原子力機関IAEAによって査察は4年ぶりに再会された。
- ③⑰ 2002年12月4日……安保理が対イラク限定制裁を6ヶ月延長を採択。
- ③⑱ 2002年12月7日……イラク政府が、大量破壊兵器の保有状況や開発計画の全容を明らかにするための申告書をバグダードの国連査察団本部に提出した。同申告書は8日に国連本部およびウイーンの国際原子力機関IAEA本部に到着した。国連本に到着した申告書は、アメリカの要請で安保理議長からアメリカに渡された。
- ③⑲ 2002年12月11日……ラムズフェルド Donald Rumsfeld (1932. 7. 9～)⁽⁴⁵⁾ 米国防長官がカタールを訪問してハマド外相と会い、イラク攻撃時の出撃拠点となるウデイド空軍基地などの改修・拡張に関する軍事協定に署名した。
- ④⑩ 2002年12月15日……IAEAのエルバラダイ Mohamed Mostafa Elbaradei (1942. 6. 17～)⁽⁴⁶⁾ 事務局長がアラブ首長国連邦のアブダビで講演し、イラクでの査察で大量破壊兵器の開発の証拠は見つかっていないと話した。
- ④⑪ 2002年12月17日……UNMOVICとIAEAがイラクの申告書から兵器製造情報などを削除した編集版報告書を安保理の非常任理事国に配布した。
- ④⑫ 2002年12月19日……UNMOVICのブリクス委員長とIAEAのエルバラダイ事務局長は安保理の非公式会合に出席した後、申告書は“多くの疑問に対して証拠を示していない”と否定的評価を下した。
- ④⑬ 2003年1月9日……イラクのアミン国家監視局長官が、申告書の否定的評価に対して質問に答える用意があると語った。
- ④⑭ 2003年1月13日……IAEAのエルバラダイ事務局長がパリで記者会見し、査察の目的を達成するためには更に数ヶ月が必要であると述べた。
- ④⑮ 2003年1月15日……ブリュッセルのNATO大使級会合でアメリカが対イラク開戦時の支援をNATO加盟国に正式に要請した。
- ④⑯ 2003年1月27日……安保理の非公式会合でアメリカがイラクの決議不履行を非難し安保理が責任を果たすよう要求したのに対して、露仏中は査察継続を求め、性急な結論を牽制した。
- ④⑰ 2003年2月4日……前日アディスアベバで開幕したアフリカ連合AU首脳会議は対イラク戦争に強く反対する声明を発表した。
- ④⑱ 2003年2月5日……安保理の外相級会合でパウエル Colin L. Powell 米国務長官がイラクによる安保理決議不履行を示す機密情報を開示した。その中には偵察衛星の写真や大量破壊兵器の隠匿を支持するイラク当局者の会話の盗聴音声が含まれていた。しかしイギリスなど一部の欧州諸国を除き、独仏中口はアメリカを支持せず、当該情報の評価を筐段にゆだねて査察を継続すべきだと主張した⁽⁴⁷⁾。
- ④⑲ 2003年2月6日……ブッシュ米大統領がホワイトハウスで声明を読み上げ、大量破壊兵器の廃棄に応じないイラクに対して“欺瞞のゲームは終わった”と厳しく警告し、事実上の最後通告と受け取れる発言を行った。
- ④⑳ 2003年2月11日……イラク攻撃の準備を進めるアメリカについて、イラン革命24周年集会でイランのハタミ大統領がアメリカの“一方的外交”であって“他国の将来に対する不当な干渉”であると述べた。
- ⑤① 2003年3月1日……トルコ国会がイラク攻撃のための米軍部隊約62,000名の駐留を拒否した。同日、エジプトのシャルムエルシェイクで開催されたアラブ連盟の定例首脳会議がイラク攻撃に全面反対するコ

コミュニケを発表した。

- ⑤② 2003年3月5日……イスラム諸国会議機構 OIC 緊急首脳会議がカタールの首都ドーハで開催され、アメリカが進めるイラク攻撃に改めて反対を表明し、イラクに国連決議の遵守を求めた。
- ⑤③ 2003年3月17日……米英両国はイラクの大量破壊兵器廃棄問題でスペインと共同で提出していた対イラク武力行使容認決議案について採決を断念すると発表した。同日の安保理非公式会合で独仏露の3カ国は査察による平和的武装解除を最後まで追及すべきと主張した。
- ⑤④ 2003年3月19日……イラク国会はフセイン大統領の国外退去を要求したアメリカの最後通告を全会一致で拒否した。
- ⑤⑤ 2003年3月20日……湾岸地域に展開していた30万人規模の米英軍が、早朝、バグダードを含むイラクの重要拠点に対する限定的空爆を開始した⁽¹⁸⁾。
- ⑤⑥ 2003年3月28日……安保理がイラクでの全ての交戦者に対して交戦法規を遵守するよう、また国際社会に対してイラクに人道支援を直ちに行うよう要請する決議を採択した(決議1742)⁽¹⁹⁾

この間、UNMOVIC のブリックス委員長の6回にわたる安保理への報告を行ったが⁽²⁰⁾、英米が満足せず、独仏露の反対を押し切り⁽²¹⁾、武力制裁を開始したのである。4月5日にバグダードが米英軍の軍事的支配下に措かれて戦局の大勢は決した。戦闘によって、米英軍約126名、イラクの軍・民間人数千名の死者が出た⁽²²⁾。

(注)

- (1) Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, New York: Simon & Shuster, 1996.
- (2) “The Security Council, . . . Noting that, despite all efforts by the United Nations, Iraq refuses to comply with its obligation to implement resolution 660 (1990) and the above – mentioned subsequent relevant resolutions, in flagrant contempt of the Security Council, . . . Acting under Chapter VII of the Charter,
1. Demands that Iraq comply fully with resolution 660 (1990) and all subsequent relevant resolutions, and decides, while maintaining all its decisions, to allow Iraq one final opportunity, as a pause of goodwill, to do so;
 2. Authorizes Member States co-operating with the Government of Kuwait, unless Iraq on or before 15 January 1991 fully implements, as set forth in paragraph 1 above, the above – mentioned resolutions, to use all necessary means to uphold and implement resolution 660 (1990) and all subsequent relevant resolutions and to restore international peace and security in the area; . . .” (emphasis added) .
- (3) 第1次湾岸戦争(1990～91)は国際法に則って遂行されたという点で国連を中心とする現代国際法の枠組が有効であることを認識させた。その点で今次の第2次湾岸戦争(2003. 3. 19～4. 10)とは対照的であった。“There is no doubt that international law was major importance during the Gulf conflicts of 1990 – 91. Military and other actions were repeatedly justified through reference to international law, and disputes about interpretation were frequent” : edited by Peter Rowe, *The Gulf War 1990 – 91 in International and English Law*, Sweet & Maxwell, 1993, top page.
- (4) “The Security Council, . . . Declares that, upon official notification by Iraq to the Secretary – General and to the Security Council of its acceptance of the above provision, a formal cease – fire is effective between Iraq and Kuwait and the Member States cooperating with Kuwait in accordance with resolution 678 (1990) (adopted at 2981st meeting by 12 votes to 1 (China) with 2 abstentions (Ecuador, Yemen)) .
- (5) “The Security Council, . . . 3. Decides that all States shall prevent: (a) The import into their territories of all commodities and products originating in Iraq or Kuwait exported therefrom after the date of the present resolution; (b) Any activities by their nationals or in their territories which would promote or are calculated to promote the export or trans – shipment of any commodities or products from Iraq or Kuwait; (c) The sale or supply by their nationals or from their territories or using their flag vessels of any commodities or products . . . and any activities by their nationals or in their territories which promote or are calculated to promote such sale or supply of such commodities or products; 4. Decides that all States shall not make available to the Government of Iraq, or to any commercial, industrial or public utility undertaking in Iraq or Kuwait, any funds or any other financial or economic resources and shall prevent their nationals and any persons within their territories from removing from their territories or otherwise making available to that Government or to any such undertaking any such funds or resources and from remitting any other funds to person or bodies within Iraq or Kuwait, except payments exclusively for strictly medical or humanitarian purposes and, in humanitarian circumstances, foodstuffs;”
- (6) “The Security Council, . . . Noting that resolution 686 (1991) marked the lifting of the measures imposed by resolution 661 (1990) in so far as they applied to Kuwait, Noting also that despite the progress being made in fulfilling the obligations of resolution 686 (1991) , many Kuwait and third-State nationals are still not accounted for and property remains unreturned, . . . 8. Decides that Iraq shall

- unconditionally accept the destruction, removal, or rendering harmless, under international supervision, of : (a) All chemical and biological weapons. . . (b) All ballistic missiles with a range greater than one hundred and fifty kilometers. . . ”
- (7) “The Security Council, . . . A. 1. Decides to establish, as a subsidiary body of the Council, the United Nations Monitoring , Verification and Inspection Commission (UNMOVIC) which replaces the Special Commission established pursuant to paragraph 9 (b) of resolution 687 (1991) ; . . . ”
- (8) フセインは1979年7月以来2003年4月まで23年にわたり独裁体制を維持した。その間、イラク・イラン戦争に勝利し、国内の少数民族であるクルド人を弾圧した。又、第1次湾岸戦争後は国連の経済制裁の下で、イスラム教スンニ派に属する彼は多数派たるシーア派をも警察によって監視下において拷問など人権侵害を行っていた。アメリカは今後の戦争の目的として、①イラクの大量破壊兵器の発見と廃棄 ②イラク人民の解放 を挙げているが、後者を強調することは人道的干渉 humanitarian intervention に基づいて軍事行動を正当化しようとしているものと見做しえよう。国連のPKO活動の拡大に伴い人道的干渉を積極的に認めようとする論調が近年目立つ。See, esp. , Brian D. Lepard, *Rethinking Humanitarian Intervention*, Penn. State Press, 2002. 従来、法学及び国際法学の定説として人権の起源はヨーロッパ近代の自然法思想に求められてきたが、同書は人権の思想的起源を古代の古典的徳論にまで遡って考察し、孔子 (B. C. 552～479) や孟子 (B. C. 372～289) の著作や聖書、更にコーラン、そして仏教やバハ教の教典にも人権思想が一般的に看取され、正義・公道を維持するための武力行使も例外なく認められていたという (See, *ibid.* , pp. 82～86). “文明の衝突 clash of civilizations” 特に西欧文明とイスラム文明の衝突が際立ってきている今日、アメリカの軍事行動の理論を世界史的視点から再構築し体系化しなければならないと著者は考えているようである。
- (9) 彼はスウェーデンのウプサラで生まれ、ケンブリッジ大学やコロンビア大学で学んだ。ストックホルム大学で国際法の助教授を務めた後、1963年、国際法顧問として外務省に入った。1978～79年にかけて外相をも勤めた。又、1981～97年の間、国際原子力機関の事務局長を勤めた。See, 2003 *World Yearbook*, p. 891. この経歴から推測されるのは、彼が核技術の専門家ではなく、親英米派の国際法学者であるということである。彼がUNMOVICの委員長に任命されたこと自体、査察の技術的妥当性を疑わせるものであったし、報告書が英米よりなることを予想させるものであった。又、兵器の査察はその対象・期間・方式など、査察を受ける国家の主権との調整が必要であり、安保理決議1441が要求する無条件で完全な査察はイラクの主権を侵害しており、それを執行したブリクス委員長は国際法学者としての責任を認識すべきである。彼の本国・スウェーデンが主張した無制限な査察は、かつて、国連軍縮特別総会 (1978. 5/23～6/30) で否定されていたはずである。まさに、“全ての軍縮及び軍備管理協定は統一的な検証措置の適用を受けるべきである。検証・査察方式は具体的な協定の目的や規律範囲や性質を考慮して決定すべきであり、可能な限り、調整されなければならない。協定署名国の査察参加は直接に、又は国連を通じて (§ 31)
- 認められる。査察による情報取得のため国家が全ての施設に出入りできるとの主張 (オーストリー、スウェーデン、第3世界の諸国の提案) は東欧諸国やバトン＝グループの反対によって否決された。Alle Abrüstungs- und Rüstungskontrollvereinbarungen sollten geeignete Verifikationsmassnahmen vorsehen. Die Methoden der Verifikation sollen sich jeweils nach Zweck, Bereich und Natur des konkreten Abkommens bestimmen und wenn moeglich kombiniert werden. Die Beteiligung der Vertragsparteien soll direkt oder durch die VN erfolgen (§ 31). Der Grundsatz, dass die Staaten Zugang zu allen fyr die Verifikation erheblichen Informationen haben sollten (Vorschlag Oesterreichs, Schwedens und der Blockfreien) , setzte sich gegen den vereinten Widerstand des Ostblocks und der Barton - Gruppe nicht durch.” herausgegeben von Jost Delbryck, *Voelkerrecht und Kriegsverhytung*, Duncker & Humblot, 1979, ss. 301～302.
- (10) 北緯32度以南のイラク南部と北緯36度以北のイラク北部。いずれも米英仏が一方的に設定したもので国際法的合法性は疑わしい。前者はシーア派イスラム教徒を保護するため1992年8月27日11:15p. m. を持つて設定された。後者はクルド人保護のために1991年4月設定された。【参考資料II】参照のこと。
- (11) “The Security Council, . . . Determined to improve the humanitarian situation in Iraq, . . . 1. Decides that the provisions of resolution 986 (1995) . . . shall remain in force for a new period of 180 at 0001 hours, Eastern Standard Time, on 1 December 2001; . . . ”
- (12) “The Security Council, . . . Determined to improve the humanitarian situation in Iraq, . . . 1. Decides that the provisions of resolution 986 (1995) . . . shall remain in force for a new period of 180 at 0001 hours, Eastern Daylight Time, on 30 May 2002. 2. Decides to adopt the revised Codes Review List (S/2002/515) and . . . as a basis for the humanitarian programme in Iraq as referred to in resolution 986 (1995) no other relevant resolutions; . . . ”
- (13) この下院本会議の決議は賛成296、反対133で可決された。上院本会議も、翌11日、賛成77、反対23でこの決議を採択した。こうした連邦議会の意思表示は、先制攻撃を正式のアメリカの国家戦略として採用した同年9月20日発表の“米国の国家安全保障戦略 The National Security Strategy of the United States of America” を支持するものである。ブッシュ＝ドクトリンと称されるアメリカの対外政策の本質が率直に表明されている箇所を以下に引用しておく; “We will disrupt and destroy terrorist organizations by: · direct and continuous action using all international power. Our immediate focus will be those terrorist organizations of global reach and any terrorist or state sponsor of terrorism which attempts to gain or use weapons of mass destruction (WMD) or their precursors; · defending the United States, the American people, and our interests at home and abroad by identifying and destroying the threat before it reaches our borders. While the United States will constantly strive to enlist the support of the international community, we will not hesitate to act alone, if necessary, to exercise our right of selfdefense by acting preemptively against

such terrorists, to prevent them from doing harm against our people and our country; and · denying further sponsorship, support, and sanctuary to terrorists by convincing or compelling states to accept their sovereign responsibilities. We will also wage a war of ideas to win the battle against international terrorism. This includes: · using the full influence of the United States, and working closely with allies and friends, to make clear that all acts of terrorism are illegitimate so that terrorism will be viewed in the same light as slavery, piracy, or genocide behavior that no respectable government can condone or support and all must oppose; · supporting moderate and modern government especially in the Muslim world, to ensure that the conditions and ideologies that promote terrorism do not find fertile ground in any nation; · diminishing the underlying conditions that spawn terrorism by enlisting the international community to focus its efforts and resources on areas most at risk; and · using effective public diplomacy to promote the free flow of information and ideas to kindle the hopes and aspirations of freedom of those in societies ruled by the sponsors of global terrorism.”

- (14) この安保理決議1441で、かつて国連軍縮特別総会（1978. 5/23～6/30）でスウェーデン・オーストリー・非同盟諸国が提案して否決された全ての地域に査察のために立ち入る権利がUNMOVIC及びIAEAに与えられている。軍縮特別総会当時、プリクスが勤務していたスウェーデン外務省の外交的敗北が24年後、国連安保理によって名誉回復された結果になっている。“The Security Council, . . . 7. Decides . . . UNMOVIC and the IAEA shall have unrestricted rights of entry into and out of Iraq, the right to free, unrestricted, and immediate movement to and from inspection sites, and the right to inspect any sites and buildings, including immediate, unimpeded, unconditional, and unrestricted access to Presidential Sites equal to that at other sites, notwithstanding the provisions of resolution 1154 (1998) of 2 March 1998.” (SC Res. 1441). 因みに、プリクス Hans Blix (1928. 6. 28～) は国連軍縮特別総会后、スウェーデン外相に就任した（任期1978. 10/18～1979. 10/12）。【参考資料I】参照のこと。
- (15) 彼はフォード政権（1974. 8. 9～1977. 1. 20）下で国防長官 Secretary of Defense を務めていた（1975. 11. 20～1977. 1. 20）。今回が2度目の国防長官就任である。彼は米本土ミサイル防衛の推進論者として知られ、第2次湾岸戦争を前にして、核使用や先制攻撃や他国領土の占領を辞さない意図を表明していた。See, Donald H. Rumsfeld (Secretary of Defense), *Annual Report to the President and the Congress*, 2002. 8. 15.
- (16) エジプト人。1964年エジプト外務省入省。その後、国連代表部等に勤務し、1997年12月、IAEA事務局長に就任した。See 2003 World Yearbook, p. 858.
- (17) *February 17, 2003 Newsweek*, pp. 12～19. For evidence submitted by Powell, see, <http://www.whitehouse.gov/infocus/iraq/index.html>
- (18) アメリカの空爆で始まった今次の戦争をマスコミは“イラク戦争 War with Iraq (Economist March 22nd 2003, p. 20), War in Iraq (April 14, 2003 Newsweek, p. 3), WAR ON IRAQ (<http://www.sankei.co.jp/databox/iraq/column/sahaf/sahaf.html>), IRAK - KRIEG (<http://www.bundesregierung.de/Themen-A-Z/-9825/Irak-Krieg.htm>)”と呼んだ。しかし、今次の戦争は第1次湾岸戦争（1991. 1. 17～2. 26）で多国籍軍がひそかに望みながらも達成されなかったフセイン体制の崩壊を、安保理決議の不履行を口実に英米が軍事力で強制的に実現した意味を有しており、“第2次湾岸戦争”と呼んだほうが歴史的経緯に合致する。この呼称は明石和康氏の論稿でも使用されている（2003. 4. 15世界週報 pp. 6～9）。また、本論での時系列の説明は邦文誌「世界週報」を資料として利用した。
- (19) “The Security Council, . . . 1. Requests all parties concerned to strictly abide by their obligations under international law, in particular the Geneva Conventions and the Hague Regulations, including those relating to the essential civilian needs of the people of Iraq, both inside and outside Iraq; 2. Calls on the international community also to provide immediate humanitarian assistance to the people of Iraq. . . .”
- (20) 初期報告（2002. 12. 19）、中間報告（2003. 1. 9）、正式報告（2003. 1. 27）、追加報告（2003. 2. 14）、定期報告書提出に伴う口頭説明（2003. 3. 7）、査察作業計画の口頭説明（2003. 3. 19）の計6回である。プリクス委員長は終始、イラクの協力が極めて不十分であるとの姿勢を崩さず、結果的に米英の軍事行動を誘発し合法化する役割を果たした。CF. 淡路 愛「イラク戦争で揺らぐ国連安保理」2003. 4. 15世界週報 pp. 18～21.
- (21) For Germany, see, <http://www.bundesregierung.de/> and for French attitudes toward war on Iraq, see, “DECLARATION DE M. JACQUES CHIRAC PRESIDENT DE LA REPUBLIQUE” (http://www.slysee.fr/actus/actu_.php?AA=03&MM=03&JJ=17)
- (22) 2003年4月17日のアメリカ国防総省発表によれば、第2次湾岸戦争での死者は126名（戦闘または味方の誤爆により109名、各種事故により17名）、負傷者554名、失踪者3名であったという（See, <http://www.people.com.cn/GB/guoji/209/10482/10484/20030418/974790.html>）。これについて江畑謙介は次のように云う：“同士討ちの原因は、より人間的な要素が多い。今回のイラク攻撃でも米英軍の戦車や装甲車の車体・砲塔側面にV字型のマークが描かれてあるが、あれは識別用マークである。しかし、砂嵐や煙では見えにくくなる。更に戦場ではいつ敵から打たれるかわからないから、しっかり識別をしている精神的余裕がない。現在の戦車砲の初弾命中率は95%以上で、しかも1発の弾で完全に撃破する能力がある。と言うことは、相手に先に打たれたら終わりであるから、一瞬でも相手より早く発射してしまいたいと言う気持ちが生じて無理からぬものがある。これに「敵のはず」と言う思い込みの要素が加わってくる”（2003. 4. 22世界週報 p. 45）。軍事専門家の興味ある意見であろう。

【II】国際法上の問題点

第2次湾岸戦争（2003. 3. 19～4. 9）は数多くの国際法上の問題を提起しているが、以下、3つの論点について考察を加えることにしたい。

（1）安保理決議1441の効力

国際の平和及び安全の維持又は回復について国連内で主要な責任を負っているのは安全保障理事会である。しかし、非軍事的強制措置及び軍事的強制措置の決定は勧告という法形式をとって採決されるため、国連加盟国を法的に強制することはできず、加盟国の自発的協力によって勧告が実施されている。特に、国連安保理が軍事力行使を容認した決議を採択した事例はこれまでに、朝鮮戦争（1950. 6. 26～1953. 7. 27）のときの1950年6月27日の安保理決議83（1950）⁽²³⁾と第1次湾岸戦争（1991. 1. 17～4. 11）に先立つ1990年11月29日の安保理決議678⁽²⁴⁾との2例しか存在せず、今次の第2次湾岸戦争については国連加盟国にイラクに対する武力の行使を容認する明確な安保理決議がなかったことが問題とされている⁽²⁵⁾。アメリカは今次のイラク攻撃に際して自らの行動の合法性について主張する書簡を安保理議長に送っている。その中でアメリカは、①湾岸危機の際の武力行使容認安保理決議678の効力は停戦決議687が定める大量破壊兵器廃棄などの履行を条件に停止されている。②イラクによる安保理決議の継続的違反は、停戦の根拠を崩し、安保理決議678に基づく武力行使権限を復活させる。③安保理決議1441はイラクが重大な違反を犯していることを認めつつ“最後の機会 final opportunity”を与えたが、同国はこれを無視し違反を重ねたことを指摘した⁽²⁶⁾。したがって、今回の軍事行動に参加した英米は、自らの行動に国際法上の瑕疵は存在しないと考えていることになる。

安保理の決議 Resolution には決定 Decision の部分を除き、勧告的効力しか認められない。アメリカが今次の対イラク攻撃の根拠としてあげる安保理決議は国連加盟国に対して強制的効力を持たず、対イラク制裁への自発的参加を促すだけである⁽²⁷⁾。ただ加盟国としては、国連の制裁活動を妨害してはならず、制裁の対象となっている国家を支援してはならないと言う憲章上の義務を負うだけである⁽²⁷⁾。従って、安保理決議1441がいくらイラクに対して大量破壊兵器廃棄の“最後の機会 final opportunity”を与えてと言っても、また、それを履行しないとき“深刻な結果 serious consequences”を覚悟すべきだと言っても、国連加盟国の積極的且つ自発的協力があって始めて制裁は有効化するのであって、この点に政治的機関としての安保理の限界がある。今次の対イラク軍事行動については、積極的にこれを支持する国家はアメリカ、イギ

リス、スペイン、ハンガリーの4カ国に留まり、他の諸国家は程度の差はあれ消極的であったり、反対の立場を取ったりした⁽²⁸⁾。国際社会の圧倒的多数の国家が批判する中、米英は軍事行動を起こし実力でフセイン政権を倒し（2003. 4. 9）、既成事実を積み上げ、諸国家の追認を得ようとしたのである。

縦令、国連安保理で非軍事的であれ軍事的であれ、制裁決議が可決されても、加盟国がその趣旨に従って制裁を実施しなければ決議の実効性は確保されず、国連の存在理由が問われることになりかねない。安保理はこのような政治的機関であるがゆえに、制裁を主張する加盟国が安保理で常任理事国を説得して拒否権の発動を控えさせて、自ら制裁の実施にも責任を負うべき機関として理解されている。その意味で国連の本質は国際平和を維持するための実力組織であり軍事機構であるといえよう。“The United Nations”という名称自体が国連の本質を示している。日本語では“国際連合”と訳されているが、中国語正文では“連合国”と訳されている。第2次大戦中の連合国をさす用語がそのまま戦後の平和維持機構の名称となっているのである。中国語は表意文字であるために忠実に外国語を翻訳し又音訳する特徴がある。まさに、“The United Nations”を漢字で表記するとすれば、“国際連合”ではなく、“連合国”が正当であり原意を忠実に伝えていると言える。日本では“The United Nations”の実体を敗戦後の国民にそのまま伝えるわけにいかないとでも考えられたのであろうか、外務省の高官が“国際連合”と邦訳し、公式の訳語として通用するに至っている⁽²⁹⁾。因みに、中国語正文では“Charter of the United Nations”は“連合国憲章”と訳され、“the General Assembly”は“連合国大会”と訳されている。国連の目的が第2次大戦の戦勝国体制を戦後においても維持することである以上、日本語よりも中国語正文のほうが国連理解に役立つと言える。

現代の国際関係がレオポルド＝フォン＝ランケ Leopold von Ranke（1795～1886）のいわゆる“ヨーロッパ国家系 das europaeische Staatensystem”の地球的拡大とシュベングレー Oswald Spengler（1850～1936）のいわゆる“ヨーロッパの没落 Untergang des Abendlandes”をとともに現象化させていることはよく知られている。しかし、筆者としては、特に第2次大戦後の国際関係の特徴として、連合国体制の地球的拡大を指摘すべきだと考える。その手段として国連が機能することが予定されていたはずでもある。とりわけ、戦勝国の中核となったアングロ＝サクソンのアジア大陸への浸透と云う現象は否定のしようがない。朝鮮戦争（1950～53）、ベトナム戦争（1965～75）、第1次湾岸戦争（1991. 1. 17～4. 11）そして今次

の第2次湾岸戦争はそうしたコンテクストで理解されるべきである。テロリズムやハンチントン Samuel P. Huntington (1927～) のいわゆる“文明の衝突 clash of civilizations”は、連合国内体制とりわけアングロ＝サクソン主導の国際秩序に対する反発として起こるべくして起きた現象である。この連合国内体制を維持しようとするれば、その盟主たるアメリカの軍事力が基礎とならなければならない。その軍事力行使が少なくとも国際法上合法とされるためには、安保理の制裁決議に名を借りた制裁戦争かアメリカの利益の侵害を理由とする自衛戦争の名目を立てなければならない。まさに、安保理の制裁決議は国際社会でアングロ＝サクソンのヘゲモニーを存続させる法的テクニックであり、武力行使の正当性の淵源になっている。本来、勧告的効力しか認められない安保理決議であるからこそ、国連加盟国が軍事制裁に参加する国家と参加しない国家に二分され、前者によって連合国内体制が強化されるという効果が生ずる。国連総会が反アメリカの国際世論の表明の場となり、国連総会でかつての枢軸国たる日・独・伊の比重が英米をしのぐ状況になっている今日⁽³⁰⁾、アメリカが自らの存在意義を安保理に見出し、安保理決議に基づいて軍事力でヘゲモニーを維持しようとするのはある意味で自然な成り行きである。多くの国が躊躇する軍事制裁こそ、アメリカのヘゲモニーを維持する基本的活動であり、同国の軍需産業の需要を喚起し経済を再生させる点で、今日のアメリカの国益（少なくとも短期的国益）に合致する外交政策なのである。これは国連の原点を見据えた現実主義的政策でもある。第2次大戦末期、国連本部をどこに設置するかが問題となったとき、ジュネーブに本部を置いた国際連盟が平和の維持に失敗したことが考慮され、大国アメリカに国連本部を置くことで主要連合国の意見は一致した。ソビエトもこの点に同意したのである。広島と長崎に原爆が投下された後、ニューヨーク市の屠殺場の跡地に国連本部ビルが建設されることになった。軍事力で連合国内体制を維持する象徴としてアメリカのニューヨーク市が国連本部所在地として選ばれたのである⁽³¹⁾。安保理の制裁決議の実効性の確保は、即ち、アメリカの国益につながっていると言える。安保理決議1441を1つの根拠として対イラク攻撃を実行することはアメリカの国益であり国家理性であり、何人も予想しえた結論である。同決議は全会一致で採択されている以上、安保理構成国全てが将来の第2次湾岸戦争の発生を予想し承認したと解されてもやむをえない。イラク攻撃に新たな安保理決議が必要とする意見も有ったが、国連が軍事機構であるという成立史的経緯とアメリカの対国連外交を考えれば、期待可能性のない非現実的意見であったといわざるを得ない。

(2) 自衛権概念の変遷

今次の第2次湾岸戦争(2003. 3. 19～4. 9)をアメリカが開始した法的根拠は安保理決議に基づく制裁戦争という点にある。2001年の9. 11事件後のアフガン攻撃の根拠とされたアメリカの自衛権行使という理由付けはとられなかった。しかし、テロ組織アル＝カイダ Al Qaeda (Military Base)⁽³²⁾との関係を指摘され、またイラク北部にテロ組織の基地の設置を容認していたフセイン及び彼の政権は、アメリカによって自衛権行使の標的 targetting とされるべき存在であった。アメリカはイラクに対する自衛権の行使を安保理決議を名目とした制裁戦争の形式で実施したと解することが可能であって、自衛戦争よりも客観的合法性の高い制裁戦争の形式を取って、アメリカが主張する自衛権概念に基づく自衛戦争を遂行したと解することができる。まさに、イラク制裁を巡る安保理での論争はアメリカの自衛権行使そのものでは勿論ないが、自衛権行使の前段階の活動であって、アメリカ外交の重点の置き所がわかる貴重な実例を提供している。それを裏付ける形で2003年3月19日、限定空爆に先立ってフセイン及びイラク政権幹部の殺害を狙った個人攻撃こそ、アメリカ軍の意識として第2次湾岸戦争はアフガン空爆に続くアメリカの自衛戦争であるとの認識を示しているといえよう。そこで、第2次湾岸戦争を正確に理解するためにはアメリカが唱える自衛権概念をもう一度確認しておく必要がある。

個人の正当防衛の権利の類推で国家の基本権の1つとして自衛権 right of self-defense が慣習国際法上確立している。これは、国家が外部からの武力攻撃に対して実力でこれを排除する権利であって、伝統的意味の自衛権である。国連憲章§ 51は、伝統的意味の自衛権を個別的自衛権 right of individual self-defense と呼び、国連加盟国は更に他国防衛の権利とも言うべき集団的自衛権 right of collective self-defense を保有すると明記している。後者は国連憲章上の条約上の権利であって、政治的経済的に密接な関係にある友好国に外部から武力攻撃が発生したとき、それを自国に対する攻撃とみなして友好国を支援する権利である。日米安保条約 Treaty of Mutual Co-operation and Security Japan and the USA (1960. 1. 19署名, 1960. 6. 23発効)やNATO条約 North Atlantic Treaty (1949. 4. 4署名, 1949. 8. 24発効)は締約国にこの権利の発動を義務付けているが、この権利の自然権的性格に照らし、条約上の根拠がなくとも発動ないし行使は可能であると考えられる。従って、個別的自衛権であれ集団的自衛権であれ、自衛権固有の問題の1つとして先制的自衛 preemptive self-defense は許容されるか否かが論じられている。特に、世界各地でアメリカの国民が軍人・民

間人を問わずテロの犠牲になっている近年の状況を見ると、アメリカが海外の民間人の保護をも自衛権の概念に含め、テロ活動を未然に防止するためにテロ組織やそれをかくまう国家に対しての先制攻撃や個人攻撃をも自衛権概念に含めているのは無理からぬ面がある⁽³³⁾。このような自衛権概念の採用は、伝統的な自衛権概念を大きく変更するものであって、その他の国家で公式に採用されているとの情報は今のところない。しかし、慣習国際法を形成する国際社会の基本原則としての相互主義 reciprocity に基づき、他の諸国家はアメリカとの関係で後者が主張する自衛権概念を援用しうる立場に立ったといえる⁽³⁴⁾。国際社会の変化に対応して国際法が変化することは、ある意味でやむをえないことであり、国際法の“動態 dynamics”⁽³⁵⁾として積極的に評価する向きもある。問題は、アメリカが公式に採用した自衛権概念が他の諸国家の黙示又は明示の同意を得て慣習国際法化するかどうかである。国際社会の構造的原理としての相互主義の効果として、アメリカの自衛権の主張が国際公序や強行法規 jus cogens に反していない限り国際法上その有効性は認めざるを得ない。もしアメリカの主張が国際公序や強行法規に反するならば、アメリカ自らその形成に大きく貢献した国際法の権威を傷つけ脆弱化させていることになる。俗な言い方をすれば、アメリカは“自分で自分の首を絞める”結果になるであろう。

確かに、内外のアメリカ人とアメリカの国益に対するテロリストの攻撃に対応するための法的根拠を宣言しておくことは有益であり、又必要でもある。しかし、先制攻撃や個人攻撃まで自衛権の範囲に含めていいのか疑問無しとしない。これでは、実質的に国家によるテロを合法化することになり、テロの応酬が日常化し、かつてホッブス Thomas Hobbes (1588～1679) が心配した“万人の万人に対する闘争 bellum omnium contra omnes”が国際社会に現出する恐れがある。アメリカとしては、それを承知の上で世界国家の役割を担おうとしているのかもしれないが、アメリカの価値観や政治思想が世界の全ての国家に受け入れられるほどの普遍性があればともかく、アメリカの資本制民主主義の思想を全ての国家が直ちに全面的に受け入れる事態は想定しにくい以上、テロ行為やテロ集団に対するアメリカの自衛権の行使やその前提活動は続けられるであろう。テロの原因はいろいろ考えられるが、先進国と開発途上国との経済格差がその 1

因であることは否定できない。テロ組織のキャンプがアフガンなど中央アジアの最貧国家・地域に多いことがこのことを証明している。結局、軍事力の行使とともに、世界の最貧国家・地域の経済的福祉の増進を図り、人権思想を普及させる総合的対策 comprehensive approach が必要である。

(3) 戦争目的としての“人民の解放”

アメリカは今次の第2次湾岸戦争（2003. 3. 19～4. 9）の戦争目的として、イラクが保有する大量破壊兵器の廃棄とともにイラク人民をサダム＝フセインの独裁制から解放することをも上げている。つまり、他国の政権の打倒を戦争目的に掲げているのであって、従来の国際法や国際法学説に従えば、アメリカの行動は侵略戦争以外の何物でもない。ただ、フセイン政権が国内の少数民族や反体制派を弾圧し人権侵害を行った事実は広く報道されており、国連の目的である人権の実現⁽³⁶⁾と抵触するレベルに達していた観がある。しかし、国連は加盟国の国内問題への不干渉をもその行動原則としているのであって⁽³⁷⁾、人権の侵害は安保理の軍事的制裁決議の副次的根拠とすべきであろう。安保理の任務から判断して、加盟国の主権を侵害せずに平和の破壊、平和に対する脅威、又は侵略行為に関連する限度で人権侵害を審議していく姿勢が必要である。イラクの国内情勢については、少数民族や反体制派や隣国イラン・イスラエルとの対立なども考慮しなければならず、フセイン体制存続のメリットとデメリット、フセイン体制崩壊のメリットとデメリットがもっと慎重に考慮される必要があったと思われる。その意味で、国際社会の多くの国家の同意を得られないままに強行された戦争であって、もしこれでアメリカが主張するイラクの大量破壊兵器が発見されなかったら、イラク人民を独裁制から解放するという大義名分も成り立たなくなる恐れがある。なぜなら、第2次大戦後、国家の侵略的好戦性と反人権的性格は表裏一体のものであると云うナチス＝ドイツから学んだ教訓に基づいて国連の活動が展開されてきたのであって⁽³⁷⁾、イラクで大量破壊兵器が発見されなければ、フセイン政権の反人権性も立証不能になると考えられるからである。後に残るのは、“結局、アメリカはテロ対策と石油利権確保という自国国益のために戦争を起こしたのではないか?”というイラクの米英軍に対する国際社会の不信の眼であり、回復不能にまで傷ついた安保理の権威ではなからうか？

(注)

- (23) “The Security Council, ... *Recommends that the Members of the United Nations furnish such assistance to the Republic of Korea as may be necessary to repel the armed attack and to restore international peace and security in the area.*”
- (24) See footnote (2) above.
- (25) 特にこの点を鋭く追及したのがフランスである。シラク Jacques Chirac 大統領は開戦直後の2003年3月20日に発表した宣言 Declaration の冒頭箇所で次のように言っている: “Les opérations militaires viennent de commencer en Iraq. La France regrette cette action engagée sans l’aval des Nations Unies. Et je souhaite que ces opérations soient les plus rapides et les moins meurtrières possible et qu’elles ne conduisent pas à une catastrophe humanitaire” (http://www.elysee.fr/actus/actu_...php?AA=03&MM=03&JJ=17).
- (26) このアメリカの主張に対する批判については次を見よ。2003.4.15世界週報 pp.18～21. esp.21.
- (27) § 49.
- (28) 安保理常任理事国のフランス、ロシア、中国が、ドイツとともにイラク戦争に反対の立場をとった。See footnote (26).
- (29) “国際連合”という名称が日本で公式に最初に使用されたのは、1944年12月12日編纂の日付をもつ条約集号外第18号であると言われる。また、この翻訳者は後にイギリス大使を務めた森治樹(1911～88)氏であると云われる。CF. 加藤俊作『国際連合成立史』有信堂刊2000, p.146.
- (30) 2003年度の日本の国連分担金はアメリカ(22%)について第2位(19.5%)であり、ドイツは第3位(9.8%)である。4位フランス(6.5%)、5位イギリス(5.5%)、6位イタリア(5.1%)となっている。外務省編『国際機関総覧2002年版』pp.164～5.
- (31) 西ヨーロッパ諸国は国連本部をヨーロッパに置くことを強く主張したが、ソ連、中国、オーストラリア、チェコ、ラテン＝アメリカを含むほとんどの国家はアメリカを望んだ。その結果、アメリカから19箇所、カナダから3箇所の国連本部誘致申し出があった。そして、ロックフェラー2世の寄付の条件がニューヨーク誘致であったため、同地に本部置くことが決まったと言う。CF. 加藤 *ibid.*, pp.131～142.
- (32) 先制攻撃や個人標的を自衛権概念に含めるアメリカの公式の政策は2001年9月11日の同時多発事件によって触発されたと思われる。その実行犯としてアル＝カイダ Al Qaeda 及びそのスポンサーや支援国がアメリカの自衛権行使の対象になった。アル＝カイダ Al Qaeda は、1989年にビン＝ラーデン Bin Laden (1957～)によってアザム Azam の組織を引き継いで、アラブ人とアフガン人及びその家族のサービス＝センターとして樹立された。See, Ahmed Rashid, *Taliban*, Yale University Press, 2000, esp. pp.132～133.
- (33) 2002年9月20日に発表された“米国の国家安全保障戦略 The National Security Strategy of the United States of America”の前に、イスラエルがパレスチナ過激派や武装勢力の活動家を事前・個別に殺害する“積極的防衛戦術”を2001年7月4日に採択している。この決定に基づき、イスラエルは実際に同年8月26日、パレスチナ解放人民戦線 PFLP 議長の事務所にミサイルを撃ち込み同議長を殺害している。CF. 2001.7.31世界週報 p.782001.9.18世界週報 p.82. 自衛権についてアメリカとイスラエルが共通の理解と政策に立脚していることがわかる。又、9.11事件以後、テロリズムに対するアメリカの外交方針が連邦議会を中心にとどのように形成されていったかを詳細に研究した論稿として次を見よ。David Abramowitz, “The President, the Congress, and Use of Force: Legal and Political Considerations in Authorizing Use of Force Against International Terrorism”, *Harvard International Law Journal* (Vol. 43 No.1 Winter 2002).
- (34) For reciprocity, see Michael Byers, *Custom Power and the Power of Rules* Cambridge, 1999, esp. pp.88～105.
- (35) See, e.g., Georg Schwarzenberger, *The Dynamics of International Law*, Professional Books Limited, 1976.
- (36) Charter of the U.N., § 13① b.
- (37) *Ibid.*, § 2 parag. 7.
- (38) かつて南アフリカ共和国に対して同国が実施している人種隔離政策 apartheid を撤廃させるための安保理経済制裁決議が1963年に降たびたび出された。人種隔離政策は1957年から1991年まで続けられたが、南アフリカはやはり隣国の人種問題について軍事介入したことがあった。1994年3月のボブタツワナ反乱事件がその好例である。CF. 浦野起典編著『20世紀世界紛争事典 Data Book of Resistance, Conflicts and War 1900－1997』三省堂刊2000. p.777.

【III】 結語

今次の第2次湾岸戦争(2003.3.19～4.9)についてはいろいろ考えさせられる問題がある。本稿執筆時の2003年5月1日現在で、イラク国内で新政権樹立の準備と戦後復興が進められているが、フセインの消息はつかめていないし大量破壊兵器も発見されていない。そして何よりも、安保理の分裂と対イラク攻撃反対を唱える圧倒的多数の国々を尻目に強行したイラク人民の“解放”は、正義 justice に合致するものだったのだろうか?ヨーロッパ諸国は伝統的にアメリカに対して、“軍事力をちらつかせ

る成り上り者国家”として批判的視線を向けることがある。軍事攻撃開始前に大量の軍隊をイラク周辺に派遣・配置したアメリカのやり方は、まさにそうしたヨーロッパの諸国が抱くアメリカ観を髣髴とさせるものがあった。ヨーロッパ諸国のような伝統も文化もないアメリカは、建国以来、軍事力を背景とした原則論・道徳論外交を展開し、一日の長を誇ってきた⁽³⁹⁾。自由主義と民主主義という普遍的価値を普及させたアメリカの功績は否定し得ないとしても、それが他国の民族主義や文明の全面的否定をも意味しているとしたら、国際法上の国家の独立権や平等権、そして名誉権と言った本来民主的な国家の地

位を破壊することにつながり、国際法に対するアメリカの非友好性や違法性だけが浮かび上がってくるのではないだろうか？

集団安全保障機構としての実効性を確保するために、国連憲章は安保理に制裁権能を付与している。この制裁には軍事的措置（§ 42）と非軍事的措置（§ 41）がある。連盟と国連の過去の制裁事例に関する実証的研究によれば、制裁の目的はほとんど非軍事的制裁、特に経済制裁で実現することができると言われる⁽⁴⁰⁾。軍事的制裁は実行者の側に別の意図があるのではないかとの疑惑の根拠になるのが現実である。第1次湾岸戦争も経済的制裁で目的は達成されたはずであるといわれる。まして今回の

戦争においてをや！

制裁に関して付言すると、第2次湾岸戦争（2003. 3. 19～4. 9）開始後の3月20日、アメリカ国務省はイラクと外交関係を有する世界各国に対してイラクに新政権が成立するまでイラク大使館を閉鎖するよう要請した。このような大使館の閉鎖は国連憲章§ 41が予定する非軍事的制裁としての“外交関係の断絶 severance of diplomatic relations”を意味し、安保理の管轄権に服すべき問題である。アメリカに云われて判断すべき問題ではない。日本はこの要請を拒否したが、この事実は、第2次湾岸戦争（2003. 3. 19～4. 9）の本質を垣間見せるものであった。

（注）

(39) この点を強調する代表的著作を紹介する。見よ、入江啓四郎・大畑篤四郎共著『増補 外交史提要』成文堂刊1967, esp. pp. 173～207.

(40) “1920年代に地歩を固めた経済制裁の有効性パラダイムは、第2次大戦後も受け継がれていったが、…実際の政治の世界では現在も相変わらず多用されている。…3分の1強…が「成功」の範疇…に入る。…第2次大戦後の時期（1946～84）、もっとも頻繁に発動したのはアメリカであった…（91ケースのうち62ケース…）。…一般に経済制裁は軍事的

手段よりも効果が出るのに時間がかかると考えられるが、…成功事例の平均年数は2.9年、失敗の場合は6.9年であり、制裁は出来るだけ短期間に決着させることを念頭に発動することが望ましい”野林 健「政治的武器としての経済制裁」国際法外交雑誌第89巻第3・4号（1990年10月）pp. 114～139. 1990年8月2日にイラクがクウェートに侵攻してから、幾度となく経済制裁決議を安保理が更新してきた事実にかんがみると、第1次湾岸戦争（1991. 1. 17～4. 11）及び第2次湾岸戦争（2003. 3. 19～4. 9）は国連の経済制裁の失敗の事例としても評価されるかもしれない。

《 References 》

1. Edited by Peter Rowe, *The Gulf War 1990 – 91 in International and English Law*, ROUTLEDGE, 1993.
2. Geoffrey Best, *War and Law Since 1945*, Clarendon Press, 1994.
3. A. Mark Weisburd, *Use of Force : The Practice of States Since World War II*, Penn. State Press, 1997.
4. Percy Bordwell, *Law of War Between Belligerents*, Rothman, 1994.
5. Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self – Defense* (2nd edition), Cambridge, 1995.
6. Akbar S. Ahmed, *Islam under Siege : Living dan-gerously in a post – honor world*, GBR, 2003.
7. Dodge & Simon, *Iraq at the Crossroads : State and society in the shadow of regime change*, Oxford, 2003.
8. Sandra Mackey, *The Reckoning : Iraq and the legacy of Saddam Hussein*, Norton, 2003.
9. Jennifer S. Holmes, *Terrorism and democratic stability*, Manchester University Press, 2001.
10. Amin Saikal and A. Schanabel (eds.) , *Democratization in the Middle East : Experiences, struggles, challenges*, United Nations U. P. , 2003.

United Nations

S/RES/1441 (2002)



Security Council

Distr.: General
8 November 2002

Resolution 1441 (2002)

Adopted by the Security Council at its 4644th meeting, on
8 November 2002

The Security Council,

Recalling all its previous relevant resolutions, in particular its resolutions 661 (1990) of 6 August 1990, 678 (1990) of 29 November 1990, 686 (1991) of 2 March 1991, 687 (1991) of 3 April 1991, 688 (1991) of 5 April 1991, 707 (1991) of 15 August 1991, 715 (1991) of 11 October 1991, 986 (1995) of 14 April 1995, and 1284 (1999) of 17 December 1999, and all the relevant statements of its President,

2. *Decides*, while acknowledging paragraph 1 above, to afford Iraq, by this resolution, a final opportunity to comply with its disarmament obligations under relevant resolutions of the Council; and accordingly decides to set up an enhanced inspection regime with the aim of bringing to full and verified completion the disarmament process established by resolution 687 (1991) and subsequent resolutions of the Council;

大量破壊兵器廃棄の
“最後の機会”
と邦訳されている箇所

⋮

– UNMOVIC and the IAEA shall determine the composition of their inspection teams and ensure that these teams are composed of the most qualified and experienced experts available;

– All UNMOVIC and IAEA personnel shall enjoy the privileges and immunities, corresponding to those of experts on mission, provided in the Convention on Privileges and Immunities of the United Nations and the Agreement on the Privileges and Immunities of the IAEA;

– UNMOVIC and the IAEA shall have unrestricted rights of entry into and out of Iraq, the right to free, unrestricted, and immediate movement to and from inspection sites, and the right to inspect any sites and buildings, including immediate, unimpeded, unconditional, and unrestricted access to Presidential Sites equal to that at other sites, notwithstanding the provisions of resolution 1154 (1998) of 2 March 1998;

“完全・無制限かつ
即時の査察”をイラク
に要求している箇所

– UNMOVIC and the IAEA shall have the right to be provided by Iraq the names of all personnel currently and formerly associated with Iraq's chemical, biological, nuclear, and ballistic missile programmes and the associated research, development, and production facilities;

⋮

12. *Decides* to convene immediately upon receipt of a report in accordance with paragraphs 4 or 11 above, in order to consider the situation and the need for full compliance with all of the relevant Council resolutions in order to secure international peace and security;

13. *Recalls*, in that context, that the Council has repeatedly warned Iraq that it will face serious consequences as a result of its continued violations of its obligations;

14. *Decides* to remain seized of the matter.

“深刻な結果”
と邦訳されている箇所

【参考資料 I : 国連安保理決議 1441 (抜粋)】

(出典: <http://www.un.org/Docs/scres/2002/sc2002.htm>)



【参考資料Ⅱ：飛行禁止区域】

(出典：“<http://www.unityflag.co.jp/doc/770/67map.html>”と“Economist 2003. 3. 29” p. 23の図を元に作成)

